

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者 一
- 参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時 一
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額 一
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件) 一
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 二
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二

ページ

選挙管理委員会

- 宮選管告示第八十一号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成二十五年七月四日
宮城県選挙管理委員会
委員長 菊 地 光 輝
参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二 菊地光輝
同職務代理者 仙台市泉区高森四丁目二番地の一五 川村武
参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 仙台市宮城野区鉄砲町一八番地の五 齊藤幸治
同職務代理者 白石市城北町二番二六号 佐々木とし子

○宮選管告示第八十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十五年七月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙会

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十五年七月二十四日 午前十時

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十五年七月二十四日 午前十時

○宮選管告示第八十三号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

平成二十五年七月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

候補者一人につき 金四二、八三八、三〇〇円

○宮選管告示第八十四号

平成二十五年七月二十一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合

算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二七七

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三九、二二八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、六一八	岩沼選挙区	一一、七六六
宮城野選挙区	五〇、六四六	登米選挙区	二三、五四二
若林選挙区	三五、五九二	栗原選挙区	二一、一〇三
太白選挙区	六〇、九四八	東松島選挙区	一〇、九五四
泉選挙区	五八、七三三	大崎選挙区	三七、一九七
石巻・牡鹿選挙区	四四、二三三	柴田選挙区	二三、一二四
塩釜選挙区	一五、八四四	亘理選挙区	一三、二五一
気仙沼・本吉選挙区	二三、五七四	宮城選挙区	一三、七六二
白石・刈田選挙区	一四、四二五	黒川選挙区	二三、七八七
名取選挙区	一九、四五〇	加美選挙区	九、二〇〇
角田・伊具選挙区	一三、〇七四	遠田選挙区	一一、〇〇三
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、一二二		

○宮選管告示第八十五号

平成二十五年七月二十一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十五年七月四日

三三九、二二八

○参宮選告示第一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。
平成二十五年七月四日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 菊 地 光 輝

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参宮選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十五年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十五年七月四日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 菊 地 光 輝

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十五年七月十八日 午後五時

○参比選告示第一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。
平成二十五年七月四日

参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 齊 藤 幸 治

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。
平成二十五年七月四日

平成二十五年七月四日

一 場 所
二 日 時

仙 台 市 青 葉 区 本 町 三 丁 目 八 番 一 号
平 成 二 十 五 年 七 月 十 八 日

宮 城 県 庁
午 後 五 時

参議院比例代表選出議員選挙

宮 城 県 選 挙 分 会 長

齊 藤 幸 治